# 鹿児島県公報

平成31年2月22日(金)第3496号



鹿 発 行 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 6

(水産振興課取扱い) 6

(農地整備課取扱い) 7

(農地整備課取扱い) 7

(農地保全課取扱い) 8

(道路維持課取扱い) 8

(会計課取扱い) 8

(会計課取扱い) 8

ページ

示 告

- ○保安林の指定(2件)
- ○保安林の指定予定の通知(2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定(2件) (障害福祉課取扱い) 3
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- ○漁船保険付保義務発生(2件)
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件)
- ○土地改良区の清算人の就任の届出
- ○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定
- ○地籍調査の成果の認証
- ○道路の供用の開始
- ○証紙販売人の指定の解除
- ○証紙販売人の指定

○一般競争入札公告

- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 公
- (県立鹿児島養護学校取扱い) 9

(姶良・伊佐地域振興局取扱い) 9

- ○警察官採用試験公告
- (警務課取扱い) 12
- ○一般競争入札公告 (県立姶良病院取扱い) 14

告

#### 内水面漁場管理委員会公表

- ○第5種共同漁業権に基づく平成31年の増殖目標数量等の公表
  - (内水面漁場管理委員会取扱い) 16

告 示

#### 鹿児島県告示第112号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所 曽於郡大崎町菱田字浜川原3758番7
- 2 指定の目的 飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第113号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

阿久根市鶴川内字大六6660番 3,6660番 5,6661番10,6661番17,6661番29,6662番14,6663番 7,6663番10,6663番18

- 2 指定の目的
  - 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第114号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市鶴川内字下日当瀬6854番 6,6854番 9,字坪地段6895番18,6895番21,6895番22,6923番3,字平畑6999番1,6999番8から6999番11まで,7010番,7034番9,字金山7050番1,7050番2,7051番1,字中野7167番19

- 2 指定の目的
  - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久

根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第115号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所 霧島市福山町福山字大河内7326番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字大河内7326番1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鹿児島県環境林 務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	辞退年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
そうごう薬局市役所通店	鹿児島市山下町12番地36	平成30年	精神通院医療
		12月29日	
有限会社原口中央薬局姶良店	姶良市西餅田3554-11	平成30年	精神通院医療
		12月31日	

#### 鹿児島県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は	指定年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
堂園メディカルハウス	鹿児島市上之園町3番地1	平成31年	精神通院医療
		2月1日	

#### 鹿児島県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

薬   局			自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
ナポリ通り薬局	鹿児島市上之園町10番3号	平成31年	精神通院医療
	101	2月1日	
吹上調剤薬局	日置市吹上町永吉14243番地	平成31年	精神通院医療
	3	2月1日	
中郷マリンバ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
イルカ調剤薬局姶良店	姶良市西餅田3554-11	平成31年	精神通院医療
		2月1日	

#### 鹿児島県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

	鹿児	島県知事	三反園訓
病院又	ま診療所	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	目	の種類
公益社団法人いちょうの樹メ	鹿児島市永吉一丁目11番1号	平成31年	精神通院医療
ンタルホスピタル鹿児島		2月1日	
医療法人恵和会白浜病院	鹿児島市常盤一丁目17番1号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37番1号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人敬愛会玉里病院	鹿児島市玉里町26-20	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人明心会吉野病院	鹿児島市吉野町3095	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
医療法人共助会三州脇田丘病	鹿児島市宇宿七丁目26番1号	平成31年	精神通院医療
院		2月1日	
谷山病院	鹿児島市小原町8番1号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
尾辻病院	鹿児島市南新町1番29号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
伊敷病院	鹿児島市下伊敷二丁目4番15	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
森口病院	鹿児島市下田町1763	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
TsukasaHealth	鹿児島市山田町441	平成31年	精神通院医療
CareHospital		2月1日	
三州病院	鹿児島市犬迫町7783-1	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
花倉病院	鹿児島市吉野町5147番	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
井上メンタルクリニック	鹿児島市山下町9番26号ファ	平成31年	精神通院医療
	インビル 3 階	2月1日	
井料メンタルクリニック	鹿児島市中央町23-8西ビル	平成31年	精神通院医療
	2 F	2月1日	
パールランド病院	鹿児島市犬迫町2253番地	平成31年	精神通院医療
•		•	

		2月1日	
三月田クリニック	鹿児島市西千石町12-11	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
横山記念病院	鹿児島市吉野町4826番地1	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
メンタルヘルスかごしま中央	鹿児島市東千石町13番19号2	平成31年	精神通院医療
クリニック	階	2月1日	
野間口クリニック	鹿児島市小川町22番6号プラ	平成31年	精神通院医療
	ンドール小川町3F	2月1日	
やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13番3号明	平成31年	精神通院医療
	和ビル高見馬場3階	2月1日	
中川クリニック	鹿児島市鴨池一丁目14番23号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
ふくざこクリニック	鹿児島市金生町6番9号金生	平成31年	精神通院医療
	ビル4階	2月1日	
坂之上病院	鹿児島市光山二丁目31番76号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
たばたメンタルクリニック	鹿児島市下荒田三丁目17番32	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
ほかぞのクリニック	鹿児島市小松原二丁目35番5	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
中村温泉病院	南九州市頴娃町別府1番地	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
しもぞのクリニック	出水市五万石町802	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志1290	平成31年	精神通院医療
	番地1	2月1日	
福田病院	鹿屋市寿三丁目11-2	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
仲医院	熊毛郡屋久島町安房410番地	平成31年	精神通院医療
	158	2月1日	

## 鹿児島県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

薬	更新年月	自立支援医療	
名称	所 在 地	日	の種類
平和市民薬局	鹿児島市下竜尾町1番15号	平成31年	精神通院医療
		2月1日	
たまざと調剤薬局	鹿児島市草牟田二丁目28番10	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
しんやしき薬局	鹿児島市新屋敷町2番5号村	平成31年	精神通院医療

三反園訓

精神通院医療

鹿児島県知事

	野タイルビル1F	2月1日	
マハロ薬局	鹿児島市中央町4-34-501	平成31年	精神通院医療
	号	2月1日	
サンライズ薬局	薩摩川内市五代町3217番地1	平成31年	精神通院医療
		2月1日	

#### 鹿児島県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年2月22日

指定訪問看護事業者,指定居

新町6-4ベ

イサイド錦江

鹿児島市西田

一丁目16番地

4 F

宅サービス事業 護予防サービス	業者又は指定介 ス事業者	事業所		更新年月	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所 の所在地	名称	所 在 地	日	♥グ1埋3規
医療法人猪鹿	鹿児島市犬迫	訪問看護ステ	鹿児島市犬迫	平成31年	精神通院医療
倉会	町2253番地	ーションパー	町2253番地	2月1日	
		ルランド			
株式会社花野	鹿児島市花野	花野訪問看護	鹿児島市花野	平成31年	精神通院医療
訪問看護ステ	光ヶ丘一丁目	ステーション	光ヶ丘一丁目	2月1日	
ーション	38 - 7		38 - 7		
1	1	ı	ı		

公益財団法人 | 鹿児島市鴨池 | 訪問看護ステ | 奄美市名瀬浜 | 平成31年 | 精神通院医療

里町171-1

一丁目4番地

鹿児島市鷹師 平成31年

ーションイル

城西訪問看護

ステーション

カ

#### 鹿児島県告示第122号

医療法人慈恵

慈爱会

会

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,黒之浜加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。 平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

2月1日

2月1日

#### 鹿児島県告示第123号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,喜入加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第124号

阿久根市脇本9909番地 有限会社海盛水産代表取締役野村敬司及び阿久根市脇本9566番地1 野村盡からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108 条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項 の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 区域 阿久根市黒之浜区域 (阿久根市大字脇本の地区)
- 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業

#### 鹿児島県告示第125号

いちき串木野市大里2981番地3 浜田高嘉及びいちき串木野市大里3048番地4 古川秀夫か らなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項に おいて準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、 同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 区域及び区分

- 区域 いちき串木野市羽島区域(羽島漁業協同組合の地区)並びにいちき串木野市湊町, 大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)
- 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として一本釣り漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第126号

いちき串木野市大里2963番地 川畑秀実及びいちき串木野市湊町一丁目275番地 上原利昭 からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項 において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、 同項に規定する要件に適合すると認める。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 区域及び区分

- 区域 いちき串木野市羽島区域(羽島漁業協同組合の地区)並びにいちき串木野市湊町, 大里及び川上区域(市来町漁業協同組合の地区)
- 区分 主としてさし網漁業を営む漁業又は主としてごち網漁業を営む漁業

#### 鹿児島県告示第127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規 定により、清算法人大崎町菱田土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 就任した清算人の氏名及び住所

橋口 貞夫 曽於郡大崎町菱田821番地

今村 宗文 曽於郡大崎町菱田640番地3

松原 善仁 曽於郡大崎町菱田681番地9

長重 好実 曽於郡大崎町菱田1646番地2

田中 眞之 曽於郡大崎町菱田883番地4

#### 鹿児島県告示第128号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の 規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備事業(生産基盤型)有明 地区倉ヶ崎換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦 覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称 換地計画書の写し 2 縦覧期間

平成31年2月25日から同年3月25日まで

3 縦覧場所

志布志市役所耕地林務水産課

#### 鹿児島県告示第129号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により,次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行っ	調査を行った期間	成果の名 称	調査を行った地域	認証年月
た者の名称				日
瀬戸内町	平成28年5月11日から	地籍図及	瀬戸内町嘉入, 勝能, 諸鈍,	平成31年
	平成30年3月14日まで	び地籍簿	勝浦,阿木名,古仁屋,阿	2月7日
			室釜及び古志の各一部	

#### 鹿児島県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年2月22日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			
県道	郷戸市来線	いちき串木野市川上字赤井ヶ谷口3171番1地先から	平成31年
		3173番1地先まで	2月22日

#### 鹿児島県告示第131号

鹿児島県証紙条例(昭和38年鹿児島県条例第56号)第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
里見海運産業株式	奄美市名瀬塩浜町17番	奄美市名瀬幸町25番8	平成31年2月8日
会社	5号	号	
代表取締役		奄美市役所内	
里見宮寿			

#### 鹿児島県告示第132号

鹿児島県証紙条例(昭和38年鹿児島県条例第56号)第5条の規定により、収入証紙販売人を 次のとおり指定した。

平成31年2月22日

鹿児島県知事 三反園訓

名	称	住	所	販売所の所在地	指定年月日
有限会社	スライブ	奄美市名瀬	和光町17番	奄美市名瀬幸町25番8	平成31年2月12日
代表取	締役	3 号		号	
津畑晃				奄美市役所内	

#### 始良·伊佐地域振興局告示第6号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年2月22日

姶良·伊佐地域振興局長 下村一彦

事	業 所		** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害児通		
hz <del>The</del>	= + uh	to the	主たる事務所の	代表者の氏		
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類
放課後等デイサ	姶良市加治木町	株式会社ゆいの	姶良市加治木町	石原 清美	平成31年	放課後等
ービスひだまり	木田5348番地	里	木田5348番地		1月15日	デイサー
の家	149		149			ビス

#### 

#### 一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成31年2月22日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 釘田雅司

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 学校給食及び寄宿舎給食調理業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の特質等 入札説明書による。
  - (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

鹿児島県立鹿児島養護学校

- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県立鹿児島養護学校事務室 鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877 電話番号 099-243-0114

ファックス番号 099-243-6107

(3) 申請書類の受付期間

平成31年2月22日から同月28日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時20 分から午後4時50分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので,入札に参加する者は,消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室

鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便 により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

平成31年3月25日午後4時50分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに 必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月26日午後2時

イ 場所 鹿児島県立鹿児島養護学校大会議室

鹿児島市吉野一丁目42番1号

(6) 入札説明書

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

日時 平成31年3月11日午後1時

イ 場所 (5)のイに同じ

契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書 の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地 方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契 約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面 を提出したとき(その者が落札した場所において、契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるときに限る。)。

(2) 契約保証金免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室

鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877

電話番号 099-243-0114

ファックス番号 099-243-6107

- 13 その他
  - (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) この入札は、この業務委託に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。
  - (3) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

School lunch and dormitory meal work for the Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired, 1Set

(2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 April, 2019 to 31 March, 2020

(3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:50 p.m. 25 March, 2019

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired

1 - 42 - 1 Yoshino, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892 - 0877 Japan

TEL 099-243-0114 FAX 099-243-6107

.....

#### 警察官採用試験公告

平成31年度警察官採用試験を警視庁(東京都),神奈川県及び滋賀県と共同して次のとおり 実施する。

平成31年2月22日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

## 1 試験区分及び職務内容

都県名	試験区分	職務内容				
鹿児島県	警察官A (男性,女性,武道),警	個人の生命,身体及び財産の保護,				
庇冗局乐	察官B (男性,女性,武道)	犯罪の予防,鎮圧及び捜査,被疑者				
警 視 庁	警察官A(男性),警察官B(男性)	の逮捕,交通の取締その他公共の安				
神奈川県		全と秩序の維持に当たる。				
滋賀県						

## 2 受験資格

## (1) 年齢

都県名	警察官A	警察官B
<b>本</b> 旧白旧	昭和63年4月2日から平成10年4月	昭和63年4月2日から平成14年4月
鹿児島県	1日までに生まれた者	1日までに生まれた者
警 視 庁	昭和59年5月14日から平成10年4月	昭和59年9月24日から平成14年4月
<b>一一一一</b>	1日までに生まれた者	1日までに生まれた者
神奈川県	昭和59年4月2日以降に生まれた者	昭和59年4月2日から平成14年4月
仲宗川県 		1日までに生まれた者
滋賀県	平成元年4月2日以降に生まれた者	平成元年4月2日から平成14年4月
		1日までに生まれた者

## (2) 学歴·資格

	数每点 A	数每点 D
学歴等	警察官A	警察官B
	・ 学校教育法による大学(4年制	左記に掲げる者以外の者(注1)
	大学以上のもの)を卒業した者又	
	は平成32年3月末までに卒業見込	
学歴	みの者	
7 /11.	<ul><li>人事委員会等が上記に該当する</li></ul>	
	者と同等の資格があると認める者	
	(注1)	
1 FA 1)		→ 24 - 58 11 22 - 58 12 1 (2)(11.44 <del></del> 2)1
試験区分	柔道の段位が3段以上又は剣道の段	柔道の段位が2段以上(学校教育法
(武道)	位が3段以上を有する男性	による高等学校を平成32年3月末ま
における		でに卒業見込みの者は初段以上)又
資 格		は剣道の段位が2段以上を有する男
		性
	次のいずれかに該当する者は受験でき	きない。
	<ul><li>日本の国籍を有しない者</li></ul>	
	<ul><li>成年被後見人又は被保佐人(民)</li></ul>	去の一部を改正する法律の規定により
	従前の例によることとされる準禁治	, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -
	,	執行を終わるまで又はその執行を受け
7 0 1/4		州17を於わるまで又はての第11を支げ
その他	ることがなくなるまでの者	
	・ 志望する都県の職員として懲戒を	色職の処分を受け,当該処分の日から
	2年を経過しない者	
	・ 日本国憲法施行の日以後において	て、日本国憲法又はその下に成立した
		する政党その他の団体を結成し,又は
1		2 2 2 2 2 1

これに加入した者

都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法, 時期及び場所

	区 分		警察官A	警察官B					
	教	試験日	平成31年5月12日(日)	平成31年9月22日(日)					
第	教養	試験地	鹿児島市	鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市(武道					
舟	食試	武贺地		は鹿児島市のみ)					
1	験	試 験	教養試験, 論文試験, 実技試験	教養試験,作文試験,実技試験					
1	祭	種目	(武道のみ)	(武道のみ)					
次	+	作 日	(注1)	(注1)					
1/	適	試験日	平成31年5月31日(金)から6月	平成31年10月15日(火)から同月					
試	性	10000000000000000000000000000000000000	2日(日)まで	16日 (水) まで					
DT/	検	試験地	鹿児島市						
験	查	試 験	   適性検査,身体一般検査,身体精密	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
河火	等	種目	過任恢复,另件 放恢复,另件相名	古快宜,体力快宜(在 Z)					
	合	格発表	平成31年6月20日(木)	平成31年11月7日(木)					
第	4:	験 日	平成31年7月8日(月)から同月	平成31年11月25日(月)から同月					
2	H/	例欠 口	12日 (金) まで	29日(金)まで					
次	試 験 地		鹿児島市						
試	試験種目		面接試験						
験	合	格発表	平成31年7月22日(月)	平成31年12月10日(火)					

- 鹿児島県分については、上記のとおり。他都県については教養試験、論作文試験の実施 日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都県が定める。
  - (注1) 鹿児島県以外の都県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験、論作文 試験のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

- (注2) 適性検査等は、教養試験(資格加点を除く。)の成績(武道の場合は、教養試 験及び実技試験)が一定の基準以上の者が対象となる。
- 4 受験申込手続等
  - (1) インターネットによる受験申込み

(1) 1 0	/ インノー 作り上による文献 作送が								
		警察官A	警察官B						
申									
込	平成3	1年3月25日(月)午前8時30分	平成31年8月7日(水)午前8時30分						
受	からる	4月8日(月)午後5時15分まで	から同月21日 (水) 午後5時15分まで						
付	に鹿児島県電子申請共同運営システムトに鹿児島県電子申請共同運営システ								
期	のサー	-バーに到達したものとする。	のサーバーに到達したものとする。						
間									
受験申込方法		鹿児島e申請(http://www.sh	hinsei.elg-front.jp/kagoshima2/						
又映中以	ひか伝	navi/index.html) において, 必	要な事項を入力し、申し込むこと。						

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	により気候下たり					
	警察官A	警察官 B				
受験申込書配布開始日	平成31年2月22日(金)	平成31年7月3日(水)				
申込受付期間	平成31年3月25日(月)から4月 10日(水)まで(10日の消印有効)	平成31年8月7日 (水) から同月 23日 (金) まで (23日の消印有効)				
受験申込書の 請 求 先	鹿児島県警察本部,鹿児島県内の名	各警察署,鹿児島県県外事務所等				
・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは、一試験区分に限る。 ・ 警察官A(男性)及び警察官B(男性)は、上記都県のうち						

### 受験申込方法

志望まで選択することができる。ただし、 鹿児島県以外の都県を第 1 志望とした場合は、鹿児島県を第2志望とすることはできない。 なお,いずれかの都県で第1次試験に合格した場合は,第2志望 は無効となる。

- ・ 受験申込書の受理後における試験区分,志望都県及び試験地の変 更は認めない。
- 郵送の場合は,必ず簡易書留郵便にすること。

受験申込先 鹿児島県警察本部警務課

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都県によって異なるが、鹿児島県分については次のとお りである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として1年間である。
- 6 給与

給与は各都県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関 する条例」に基づき支給される。平成31年2月1日時点における初任給は、下表のとおりで ある(職務経験等がある場合は、加算される場合がある。)。

また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤 勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額					
警察官A	200,900円 (大学卒)					
散房庁 D	183,900円 (短期大学卒)					
警察官B	170,000円 (高等学校卒)					

#### 7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

	問合せ先						
鹿児島県警察本部警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話(代表)099-206-0110(内線2636~2639) (直通)099-206-2220						

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次 のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成31年2月22日

県立姶良病院長 山畑良蔵

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称 県立姶良病院の患者給食調理等業務 一式
  - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
  - (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

(4) 履行場所

県立姶良病院

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、平成31年3月5日までに書面又は電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県 告示第1481号) 第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって, 当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審 査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の10に規定する基準に適合している 者又は患者給食業務について一般財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービ スマークの認定を受けている者であること。
- (4) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、委託業務の遂行が困難になった場 合の代行保証が確認できる者
- (5) 過去3箇年の間に, 鹿児島県内の病院において, 年間1日平均600食以上かつ1年間以 上の継続した患者給食の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経 過しているものであること。
- 3 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月8日午前10時

イ 場所 県立姶良病院第一会議室 姶良市平松6067番地

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書 による。

- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
  - (7) 交付場所 県立姶良病院総務課
  - (4) 交付期限 平成31年3月5日午後5時
- 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証 金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、 当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。 なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付, 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立姶良病院総務課

姶良市平松6067番地 郵便番号 899-5652

電話番号 0995-65-3138

ファックス番号 0995-65-8044

11 その他

この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

## 内水面漁場管理委員会公表

第5種共同漁業権に基づく平成31年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知(平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官)により,漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成31年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成31年2月22日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

	区分			増殖目標数量等								
	業権		漁業権者	あゆ	ン	ふな	うなぎ	やまめ	も く ず が に	おいかわ	て な が え び	備考
				kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	1尾は,次
鹿第	内 1	共 号	広瀬川漁業協 同組合	600	0	10	50	30	150	5	10	のものを標 準とする。
鹿第	内 2	共 号	高尾野内水面 漁業協同組合	150	0		40		50			あゆ
鹿第	内 3	共号	高松川漁業協 同組合	50	0		30		50			5 グラム
鹿	内	共	川内川漁業協 同組合	250	0	40	50		200		10	ふな 10グラム
第	4	号	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	うなぎ
鹿	内	并	川内川漁業協 同組合	20	0	10	5					10グラム ただし,
庇	L1	六	川内市内水面									成鰻を放流

## 鹿 児 島 県 公 報

第 5 号	   漁業協同組合	20	0	30	10					する場合は
	川内川上流漁 業協同組合	20	0	10	20					増殖目標数 量の3倍を
鹿 内 共 第 6 号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		目安とする。
鹿 内 共 第 8 号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200		15	やまめ 5 グラム
鹿 内 共 第 9 号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿 内 共 第 10 号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			甲幅 3 セ ンチメート
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					ル
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					おいかわ 体長 5 セ
	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50					ンチメート ル
鹿 内 共 第 13 号	松永漁業協同組合	400	0	30	40					てながえび
	手篭川漁業協 同組合	30	0	30	20					5 グラム
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	50					